

令和6年度 鴻巣市青少年問題協議会資料



パトロールひなちゃん

日時：令和6年5月28日（火）10:00～

会場：鴻巣市役所本庁舎3階 303会議室

令和 6 年度

鴻巣市青少年問題協議会資料

1	次第	P1
2	鴻巣市青少年問題協議会委員名簿	P2
3	令和 6 年度 青少年健全育成関係事業計画及び予算内訳	P3

(参考)

1	鴻巣市青少年非行防止パトロール実施要項	P4
2	青少年非行防止パトロールスケジュール	P5
3	鴻巣市青少年非行防止パトロールコース	P6～8
4	家族ふれあい魚釣り大会（ご案内）	P9
5	チャレンジスクール（夏）	P10
6	チャレンジスクール（春）	P11
6	子ども大学こうのす	P12・13
5	鴻巣市青少年問題協議会設置条例	P14～16
6	地方青少年問題協議会法	P17

令和6年度 鴻巣市青少年問題協議会

日 時 令和6年5月28日（火）10：00～

場 所 鴻巣市役所本庁舎3階 303会議室

次 第

1 開 会

2 会長の選出

3 あいさつ

4 議 事

(1)令和6年度青少年健全育成関係事業計画及び予算内訳について

5 講 話

「こども家庭センターでの相談業務について（児童虐待防止の観点から）」

講師 子育て支援課 副参事 新井 玲奈

「こどもたちの未来に向けて」

講師 こどもの居場所コーディネーター 津田 悦子

6 その他

7 閉 会

鴻巣市青少年問題協議会委員名簿

任期：令和6年3月1日～令和8年2月28日

No.	氏名	ふりがな	性別	選出	備考
1	古川 英宜	ふるかわ ひでのり	男	鴻巣警察署長	
2	島崎 孝江	しまざき たかえ	女	鴻巣地区保護司会	
3	後藤 康治	ごとう やすはる	男	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	
4	橋本 浩	はしもと ひろし	男	鴻巣市小・中学校長会	
5	小川 隆	おがわ たかし	男	高等学校長	
6	吉羽 善江	よしば よしえ	女	鴻巣市PTA連合会	
7	阿諏訪 英二	あすわ えいじ	男	鴻巣市自治会連合会	
8	木野田 博	きのた ひろし	男	鴻巣警察署少年非行防止ボランティア 連絡協議会	
9	加藤 繁	かとう しげる	男	鴻巣市子ども会育成連絡協議会	
10	高橋 洋明	たかはし ひろあき	男	鴻巣市スポーツ少年団	
11	藤原 将人	ふじわら まさと	男	鴻巣市青少年相談員協議会	
12	奥木 美恵子	おくぎ みえこ	女	鴻巣市青少年育成推進員協議会	
13	嶋村 和枝	しまむら かずえ	女	鴻巣市青少年育成推進員協議会	
14	山本 明伸	やまもと あきのぶ	男	鴻巣市商工会	
15	伊藤 誠	いとう まこと	男	鴻巣市青少年健全育成市民会議	
16	渡邊 恵子	わたなべ けいこ	女	鴻巣市社会教育委員	
17	二俣 一登	ふたまた かずと	男	一般公募	

令和6年度 青少年健全育成関係事業計画及び予算内訳

(単位：千円)

No.	事業名	期 日	開催場所等	市民会議	市	合計
1	ジュニアリーダー資格認定研修	4/6～8/5	各公民館 小川げんきプラザ 名栗げんきプラザ	0	180	180
2	家族ふれあい魚釣り大会	6/15	川里中央公園弁天池	8	21	29
3	チャレンジスクール	① 7/20 ② 3月	①こんにゃくパーク（群馬県） ②未定	20	16	36
4	子ども大学こうのす	①7/24 ②8/1 ③8/7 ④8/17 ⑤8/21 ⑥8/26	※期日は予定	0	141	141
5	青少年健全育成市民のつどい	11/23	クレアこうのす	30	203	233
6	彩の国21世紀郷土かるたの配付	12月	各小学校・子ども会へ配付	0	245	245
7	第40回彩の国21世紀郷土かるた 鴻巣大会	R7 1/25	総合体育館	25	88	113
8	第43回彩の国21世紀郷土かるた 県大会	R7 3/9	越谷市立総合体育館 (越谷市)	5	0	5
9	青少年非行防止パトロール	年間		27	1	28
10	健全育成啓発用品	年間		60	0	60
11	事務費・会議費等	年間		25	0	25
12	健全育成啓発用品積立金	年間		20	0	20
合 計				220	895	1,115

※青少年健全育成について、毎月の市広報で啓発する

- ・毎月10日は「青少年健全育成の日」
- ・毎月第3日曜日は「家庭の日」

令和6年度 鴻巣市青少年非行防止パトロール実施要項(案)

(目 的)

鴻巣市青少年健全育成市民会議等の青少年育成関係者が、コンビニエンスストアや公園等において、声かけなどのパトロールを実施することにより、青少年非行防止を目的とする。

(活動内容)

鴻巣市青少年健全育成市民会議は、毎月第3金曜日及び夏休中の金曜日を基本に「青少年を非行から守る日」と定め、市内のコンビニエンスストアや公園(別紙)を中心に夜間のパトロール活動を行う。ただし、夏休月の7月及び冬季期間(12・1・2月)の第3金曜日は除く。また、活動はボランティアとする。

- (1) パトロールをすることにより、青少年が見られているという意識を持たせ、抑止効果を図る。
- (2) パトロールにより収集した情報は、必要に応じ、警察や学校等関係機関に情報提供する。
- (3) 夜間パトロールの時間は、概ね 19:00～21:00(夏休中は 20:00～22:00)までとする。

(構成団体)

鴻巣市青少年健全育成市民会議で実施するパトロールに協力する団体は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・鴻巣市スポーツ少年団 | ・鴻巣ロータリークラブ |
| ・鴻巣市子ども会育成連絡協議会 | ・鴻巣水曜ロータリークラブ |
| ・鴻巣市青少年相談員協議会 | ・鴻巣北本青年会議所 |
| ・ボーイスカウト鴻巣連絡協議会 | ・鴻巣市商工会 |
| ・鴻巣市PTA連合会 | ・鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会 |
| ・埼玉県立鴻巣高等学校PTA | ・鴻巣市私立幼稚園・認定こども園協会 |
| ・埼玉県立鴻巣女子高等学校PTA | ・鴻巣市社会福祉協議会 |
| ・埼玉県立吹上秋桜高等学校PTA | ・鴻巣市小中学校長会 |
| ・鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会 | ・埼玉県立鴻巣高等学校生徒指導部 |
| ・鴻巣地区保護司会 | ・埼玉県立鴻巣女子高等学校生徒指導部 |
| ・鴻巣警察署少年非行防止ボランティア連絡協議会 | ・埼玉県立吹上秋桜高等学校生徒指導部 |
| ・鴻巣市青少年育成推進員協議会 | ・吹上ロータリークラブ |
| ・鴻巣市自治会連合会 | ・個人会員 |
| ・鴻巣ライオンズクラブ | ・鴻巣市・鴻巣市教育委員会 |

(事務局)

非行防止パトロールは、鴻巣市青少年健全育成市民会議が実施主体となり、事務局は、こども応援課とする。また、鴻巣警察署の協力を得るものとする。

(実施期間)

鴻巣市青少年健全育成市民会議が実施するパトロールは、令和6年6月から令和7年5月までとする。ただし、効果等を勘案し、実施回数を増やすことができる。

(その他)

- 1 鴻巣市青少年健全育成市民会議が実施するパトロールは、1班概ね5名程度とする。
- 2 鴻巣市小中学校長会の校長先生をリーダーとし、市職員をサブリーダーとし車の運転を行う。
- 3 悪天候の時は、リーダーとサブリーダーが相談をし、中止の場合は午後6時(夏休中は午後7時)までに決定する。
- 4 その他必要事項は、その都度、市民会議で決定する。

令和6年度 青少年非行防止パトロールスケジュール(案)

回数	期 日	時 間	人数	巡回者	巡回地域
1	6月21日	19:00～ 21:00	5	鴻巣警察署少年非行防止ボランティア連絡協議会	鴻巣地域
2	7月26日	20:00～ 22:00	5	鴻巣地区保護司会	鴻巣・吹上地域
3	8月2日	20:00～ 22:00	5	鴻巣市青少年健全育成市民会議(個人会員)	鴻巣・川里地域
4	8月9日	20:00～ 22:00	5	鴻巣ライオンズクラブ	鴻巣・吹上地域
5	8月16日	20:00～ 22:00	5	鴻巣市スポーツ少年団	鴻巣・川里地域
6	8月23日	20:00～ 22:00	5	鴻巣女子高等学校生徒指導部	鴻巣・吹上地域
7	9月20日	19:00～ 21:00	5	吹上秋桜高等学校PTA	鴻巣・川里地域
8	10月18日	19:00～ 21:00	5	鴻巣市子ども会育成連絡協議会	鴻巣・吹上地域
9	11月15日	19:00～ 21:00	5	鴻巣市私立幼稚園・認定こども園協会	鴻巣・川里地域
10	3月21日	19:00～ 21:00	5	鴻巣水曜ロータリークラブ	鴻巣・吹上地域
11	4月18日	19:00～ 21:00	5	鴻巣ロータリークラブ	鴻巣・川里地域
12	5月16日	19:00～ 21:00	5	鴻巣女子高等学校PTA	鴻巣地域
				鴻巣市商工会	鴻巣地域
				鴻巣市青少年相談員協議会	鴻巣地域
				鴻巣北本青年会議所	鴻巣地域
				ボーイスカウト鴻巣連絡協議会	鴻巣地域
				吹上秋桜高等学校生徒指導部	鴻巣地域

令和6年度 鴻巣市青少年非行防止パトロールコース(案)

(鴻巣コース)

	場 所	特記事項
1	鴻巣市役所	
2	セブンイレブン(市役所前店)	駐車を車中目視
3	メガドンキホーテ 北鴻巣店	2階駐車を車中目視
4	※ →北鴻巣駅前(東口)	歩行巡回 運転手は市民センター付近でパトロール隊を降ろし、西口に移動し待機
5	※ →北鴻巣駅前(西口)	
6	※ 吹上駅前(南口)	歩行巡回 運転手は吹上駅南口でパトロール隊を降ろし、北口の埼玉りそな銀行吹上支店前に移動し待機
7	※ →吹上駅前(北口)	
8	セブンイレブン(大間店)	駐車を車中目視
9	※ 鴻巣駅前(西口)	歩行巡回 運転手は鴻巣駅西口でパトロール隊を降ろし、おおとり公園脇まで移動し待機
10	※ →鴻巣駅前(東口)	
11	※ →エルミ鴻巣1階及びエルミパーク	
12	※ →鴻巣宿おおとり公園	
13	※ 鴻巣公園	歩行巡回
14	鴻巣市役所	

※歩行巡回パトロール実施箇所

(夏休期間 鴻巣・吹上コース)

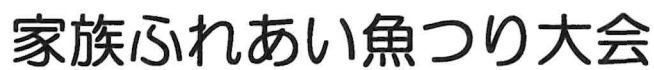
	場 所	特記事項
1	鴻巣市役所	
2	セブンイレブン(市役所前店)	駐車を車中目視
3	メガドンキホーテ 北鴻巣店	2階駐車を車中目視
4	※ 北鴻巣駅前(西口)	歩行巡回 運転手は北鴻巣駅前(西口)でパトロール隊を降ろし、北鴻巣駅前(東口)に移動し待機
5	※ →北鴻巣駅前(東口)	
6	※ 吹上駅(北口)	歩行巡回 運転手は吹上駅北口の埼玉りそな銀行吹上支店前でパトロール隊を降ろし、南口に移動し待機
7	※ →吹上駅(南口)	
8	GEO(吹上店)	駐車を車中目視
9	※ 鴻巣駅前(東口)	歩行巡回 運転手は広場でパトロール隊を降ろし、おおとり公園まで移動し待機
10	※ →エルミパーク	
11	※ →鴻巣宿おおとり公園	
12	鴻巣市役所	

※歩行巡回パトロール実施箇所

(夏休期間 鴻巣・川里コース)

	場 所	特記事項
1	鴻巣市役所	
2	※ ROUND1(ボーリング場・ゲームセンター)	歩行巡回(駐車場に車を置き全員で1・2階を中心にパトロール)
3	教育支援センター、川里図書館(駐車場)	駐車場を車中目視
4	※ 川里中央公園	歩行巡回
5	セブンイレブン(屈巢店)	車中より目視(入店可)
6	※ 鴻巣公園	歩行巡回
7	鴻巣市役所	

※歩行巡回パトロール実施箇所

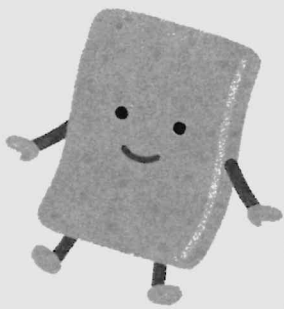


日 時	令和6年6月15日（土）午前7時20分～11時00分 （受付は午前7時20分～7時40分の間にお済ませください。） ※雨天中止（中止判断は大会前日の午後4時及び当日午前6時に行い、大会中止の場合は申込時に登録いただいたメールアドレスへ通知いたします。）
会 場	川里中央公園弁天池 ※会場・駐車場の場所は会場案内図をご覧ください。
対 象 者	鴻巣市にお住まいの幼児～中学生とその家族
募集人数	40組（一家族4人まで・定員を超えた場合は抽選）
参 加 費	無料
申込期間・方法	令和6年4月15日（月）～5月17日（金） 鴻巣市 HP または右記 QR コードより電子申請 ※参加決定のご案内を6月3日（月）～7日（金）頃、申込時に登録いただいたメールアドレスへ通知いたします。 ※大会の様子を写真等で記録し、市及び関係団体の広報等で使用する場合がありますことを承諾の上、お申込みください。
そ の 他	・第1～3位の方にメダル・賞状・副賞を、第4～6位に賞品をお渡しします。 ・釣った魚はその場で放流してください。持ち帰りはできません。 ・釣り道具の貸出しがあります。 ・日本釣振興会による釣りのマナー等の自然教室を開催します。 ・初心者には日本釣振興会会員が釣り方を教えます。 ・帽子の着用をお願いします。また、現地に自販機はありますが、飲み物の持参をお願いします。 ・持ち込んでゴミとなったものは、各自で持ち帰るようお願いします。

Mail kodomo@city.kounosu.saitama.jp

会場案内図 (弁天池)





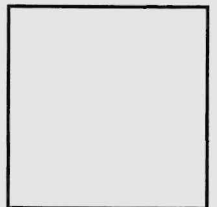
作って学ぼう！ こんにゃくのすべて

「見て」「作って」「食べて」
こんにゃくを学びつくそう！！

- 日 時 令和6年7月20日（土）
8時00分集合・15時00分散散予定
（受付 7時45分～）
- 場 所 こんにゃくパーク
（群馬県甘楽郡甘楽町小幡204-1）
- 対 象 市内在住の小学1～3年生とその保護者
（保護者1名につきこども2名まで、こどものみの参加は不可）
- 定 員 40名（定員を超えた場合は抽選となります）
- 参 加 費 保護者 1,430円/小学生 990円
- 申 込 み 令和6年7月1日（月）までに
市ホームページまたは右記QRコードから電子申請

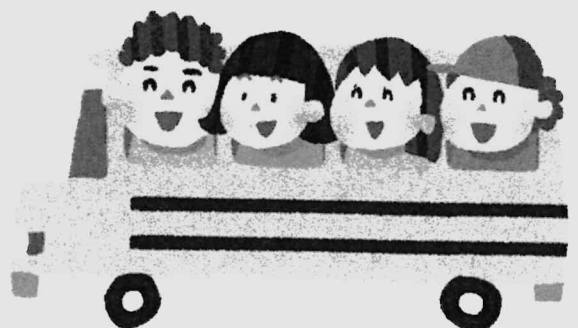


電子申請は
こちらから！



【お問い合わせ】

鴻巣市こども未来部こども応援課 計画担当
TEL 048-577-5190



春休み！チャレンジスクール

「コウノトリ」ってどんな鳥？

コウノトリはどんなところに住んでいるのかな？何を食べているのかな？
コウノトリを見学しながら、みんなでコウノトリの住んでいるところを描いてみよう！

みなさんの参加をお待ちしています！！

日 時 令和6年3月27日（水）

午前9時30分～11時30分

（受付 午前9時10分～）

場 所 コウノトリ野生復帰センター
（鴻巣市明用632）

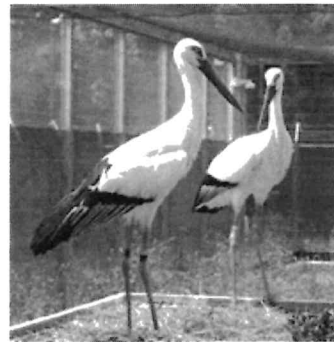
持ちもの うわばき・色えんぴつ・はさみ・のり

対 象 市内在住の小学1～3年生
※保護者、兄弟姉妹の見学可

定 員 20名（定員超えの場合は抽選）
※子ども3名まで同時に申込できます。

申 込 令和6年2月15日（木）～令和6年3月8日（金）
鴻巣市HPまたは下記QRコードより電子申請
※参加決定のご案内を3月13日（水）～15日（金）頃、申込時に登録
いただくメールアドレスへ通知いたします。

そ の 他 講義中に撮影した写真を、市の広報活動等で使用する場合があります。



申込はこちら↓



参加費
無料！



【共 催】

鴻巣市青少年健全育成市民会議、鴻巣市、鴻巣市教育委員会

【問合せ】

鴻巣市子ども未来部子ども応援課 計画担当

TEL 577-5190 FAX 541-1328

Mail kodomo@city.kounosu.saitama.jp

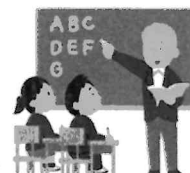
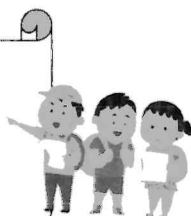
令和5年度 第11期生募集!!



子ども大学このす

子ども大学では次のことを学びます。

- ・物事の原理やしぐみを追求する「はてな学」
- ・“このす”の文化や歴史をまなぶ「ふるさと学」
- ・自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」



	日にち・講義内容	時間	会場	講師
課外講座	8月1日(火)【生き方学】 「宇宙に触れよう!」 ～宇宙の神秘を感じてみよう～	受付 8:10～8:30 出発 8:30 到着 17:00予定 ※鴻巣市役所駐車場集合	栃木県子ども総合科学館 (栃木県宇都宮市)	—
1日目	8月4日(金)【はてな学】 ●開校式 「電気自動車を学ぶ」 ～クリップモータを作ろう～	受付 9:10～9:30 開校式 9:30～9:50 講義 10:00～11:50	関東工業自動車大学校	関東工業自動車大学校 諸田 和也 サブマネージャ
2日目	8月10日(木)【ふるさと学】 「コウノトリってどんな鳥?」 ～コウノトリを見て生態系について考えよう～	受付 9:40～10:00 講義 10:00～11:30	コスモスアリーナ ふきあげ コウノトリ野生復帰センター	コウノトリ野生復帰センター 飼育員のみなさん
3日目	8月16日(水)【生き方学】 「英語であそぼう!」 ～英語でゲームやアートをたのしもう～	受付 9:10～9:30 講義 9:30～12:00	吹上生涯学習センター	鴻巣市教育委員会 外国語指導助手(ALT)のみなさん
4日目	8月20日(日)【ふるさと学】 「探検!知られざる鴻巣!」 ～夏のわくわく!!ウォークラリー!～	受付 9:10～9:30 講義 9:30～11:45	あたご公民館	鴻巣市ジュニアリーダーズクラブ “サンクラブ”のみなさん
5日目	8月22日(火)【はてな学】 「プログラムを組んで鴻巣をまわろう」 ●閉校式	受付 9:10～9:30 講義 9:30～11:00 閉校式 11:10～11:30	富士電機株式会社	富士電機株式会社のみなさん

過去の講義の様子



流動床実験で砂のパワー
を体感しよう！
場所：ものづくり大学



動きの基礎をおさえよう！
場所：笠原公民館



水の中に住む生き物を知ろう！
場所：なかがわ水遊園

【募集要項】

- 対象 象：市内在住の小学4年生～6年生
(原則として全講義に参加できる方)
- 定 員：40名 ※定員を超えた場合は抽選
- 参加 費：2,000円(材料代、保険料等)
※プレ課外講座の日に集金します。
- 申込方法：市ホームページまたは右下QRコードから電子申請
- 申込期限：7月14日(金)まで

注意事項

- ① 社会状況により見学時間短縮や内容変更または中止する場合があります。
- ② 利用施設により検温やマスク着用、手指の消毒をお願いする場合があります。
- ③ 保護者についてはプレ課外講座及び第4日目の講義は送迎のみとし、その他の講義では見学可とします。
- ④ 授業中の安全には万全の対策をとりますが、万一の事態が起きた場合を想定して傷害保険に加入します。補償については、加入する傷害保険の補償範囲内で行われることをご了承ください。
- ⑤ 事業により収集した個人情報、法令又は国が定める指針等を遵守して取り扱い、目的以外には使用しません。なお、講義風景などを写真などで記録することがあります。当該写真などは、子ども大学こうのすに関する広報や子ども大学こうのす実行委員会委員が所属する各機関・団体等の広報にて使用します。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ】

子ども大学こうのす実行委員会事務局（鴻巣市こども未来部こども応援課内）
TEL 577-5190（直通）

主催：子ども大学こうのす実行委員会
後援：鴻巣市、鴻巣市教育委員会
協力：鴻巣市青少年健全育成市民会議
鴻巣市ジュニアリーダーズクラブ『サンクラブ』

★電子申請は
こちらから



改正

昭和62年 9月30日 条例第17号

平成12年12月26日 条例第59号

平成17年 9月22日 条例第98号

平成26年 3月28日 条例第 6 号

平成31年 3月28日 条例第 1 号

鴻巣市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定に基づき鴻巣市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専門委員）

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、こども未来部こども応援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年条例第98号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日 法律 83 号

最終改正 平成 25 年 6 月 14 日 法律 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則（抄）

1 この法律は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。